

令和5年度 有田市販路開拓支援事業補助金 公募要領

【申請受付開始】 令和5年4月3日（月）～令和6年2月22日（木）

※ただし、予算の範囲内で先着順に受付

1. 目的

市内の中小企業者等の販路拡大活動を支援し、取引拡大を通じて地域経済の活性化を図るため、中小企業者等に対し製品の販路開拓、広告宣伝に係る費用の一部を予算の範囲内で補助します。

2. 概要

(1) 対象者の要件

有田市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業主、又は農業者・漁業者及びそれらで組織される団体。

(2) 補助対象事業

① 県外及び海外で開催される展示会、見本市、商談会等への出展事業

【補助対象外】

- * 補助事業者が企画・参画する展示会等や広く一般に公開されていない展示会等への出展
- * 販売を主目的とする物産展等への出展

② 海外及びインバウンド向けを対象とした販路開拓事業

(3) 補助対象経費

① 会場借上費、展示装飾費、広告宣伝費、旅費、人件費、通訳・翻訳費

- * 旅費は最短の経路による妥当な運賃等によります。（県外1名、海外2名まで）
- * 宿泊費は1泊につき、1日あたり10,000円を上限とする宿泊実費分になります。
- * 直接人件費については対象となりません。

② 広告宣伝費、翻訳料、その他市長が特に必要と認める経費

③ 消費税及び地方消費税は対象経費となりません。

(4) 補助金額

① 補助対象経費の1/2以内（限度額 県外：100,000円、海外：200,000円）

② 補助対象経費の1/2以内（限度額 100,000円）

(5) 補助金の交付時期

事業完了後の実績報告に基づき交付額を決定し、請求により交付します。

3. 申請方法等

(1) 補助金交付申請

事業実施の30日前までに以下の書類を提出

- ① 補助金交付申請書類一式（申請書・事業計画書・収支予算書）
- ② 市税等完納証明書
- ③ 出展事業の場合は、展示会等の内容がわかるもの（カタログ、開催要項等）
- ④ その他（経費の積算根拠となる見積もり書等）

(2) 交付内定

事業の内容、補助対象経費などに関し審査を行い、補助金額を内定し通知します。

(3) 事業計画の変更（随時）

交付内定後、事業内容を変更又は中止した場合には、補助金変更(中止)承認申請書により速やかに届出を行ってください。

(4) 実績報告書の提出

交付内定を受けた補助事業が完了した場合、速やかに（概ね1ヶ月以内、年度末については3月31日まで）事業実績報告書に収支決算書、補助対象経費の領収書、製作した広報物、出展状況がわかる写真を添付して提出してください。

また、必要に応じて、追加で書類を提出して頂く事があります。

(5) 補助金額の決定及び請求

事業実績報告に基づき、提出書類の審査を行い、補助金額を決定し通知します。交付決定通知書を受領後、「有田市販路開拓支援事業補助金請求書」により、補助金を請求してください。

(6) その他

- ① 提出された書類は返却できません。
- ② 当該補助事業に係る帳簿及び書類は、事業完了後5年間保存していただく義務があります。
- ③ 同一事業で他の補助制度との重複申請については、補助金額が制限される、もしくは対象経費として見なされない場合があります。
- ④ 同一年度内に申請できる事業は1事業者1回のみです。
- ⑤ 補助金は、当該予算の範囲内で交付します。なお、予定数に達した時点で、当該年度の申請受付を終了します。

本補助金に関する問い合わせ・申請書などの提出先

有田市役所 経済建設部 ふるさと創生室

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地（有田市役所3F）

電話 0737-22-3648（直通）